

東海旅客鉄道株式会社 I C カード連絡運輸運送約款の一部改正（モバイル I C サービスの取扱い開始等に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(I C 連絡定期券の発売箇所等)</p> <p>第 19 条 I C 連絡定期券の発売を行う運送事業者は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社</p> <p>(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社及び名古屋市交通局。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線熱海・二川間、柏原・米原間若しくは大垣・美濃赤坂間、身延線富士・西富士宮間、飯田線豊橋・本長篠間又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限ります。また、市バス線に係る連絡運輸にあつては名古屋市交通局に限ります。</p> <p>(3) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社及び名古屋鉄道株式会社。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線熱海・菊川間、柏原・米原間若しくは大垣・美濃赤坂間、身延線富士・西富士宮間、飯田線豊川・本長篠間又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限ります。また、名古屋鉄道線の中に J R 線が介在する連絡運輸にあつては名古屋鉄道株式会社に限ります。</p> <p>(4) J R 線とあおなみ線の連絡運輸 東海旅客鉄道会社</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(I C 連絡定期券の発売箇所等)</p> <p>第 19 条 I C 連絡定期券の発売を行う運送事業者は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) J R 線と豊橋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道株式会社</p> <p>(2) J R 線と名古屋市交通局線の連絡運輸 東海旅客鉄道株式会社及び名古屋市交通局。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線熱海・二川間、柏原・米原間若しくは大垣・美濃赤坂間、身延線富士・西富士宮間、飯田線豊橋・本長篠間又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限ります。また、市バス線に係る連絡運輸にあつては名古屋市交通局に限ります。</p> <p>(3) J R 線と名古屋鉄道線の連絡運輸 東海旅客鉄道株式会社及び名古屋鉄道株式会社。ただし、J R 線の発着駅が、東海道本線熱海・菊川間、柏原・米原間若しくは大垣・美濃赤坂間、身延線富士・西富士宮間、飯田線豊川・本長篠間又は関西線南四日市・亀山間各駅となるものにあつては東海旅客鉄道株式会社に限ります。また、名古屋鉄道線の中に J R 線が介在する連絡運輸にあつては名古屋鉄道株式会社に限ります。</p> <p>(4) J R 線とあおなみ線の連絡運輸 東海旅客鉄道株式会社</p> <p>(中略)</p>
<p>3 各運送事業者において発売する I C カードの種類は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社 T O I C A 乗車券</p> <p>(中略)</p>	<p>3 各運送事業者において発売する I C カードの種類は、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 東海旅客鉄道株式会社 T O I C A 乗車券。<u>ただし、T O I C A 約款第 49 条の定めにより発売する場合は、第 4 条の規定にかかわらず、西日本旅客鉄道株式会社が発行した I C カード乗車券とします。</u></p> <p>(中略)</p>
<p>(I C 連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第 59 条 旅客は、I C 連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C</p>	<p>(I C 連絡定期券の払いもどし)</p> <p>第 59 条 旅客は、I C 連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C</p>

現行	改正
<p>連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第1項に定める払いもどしと同時に、新たに異なる種類、区分、割引又は区間のIC連絡定期券(払いもどしを申し出たIC連絡定期券を発売した運送事業者のIC定期券に変更する場合を含みます。)を購入する場合の払いもどし額は、各運送区間ごとに次の各号により計算した額を合計した額とします。</p> <p>(1) JR線</p> <p>次のアからウに定めるところにより計算した額。</p> <p>ア <u>有効期間前に継続発売したIC連絡定期券に対して、継続発売したIC連絡定期券の有効期間前に申出があった場合で、残余の期間前有効期間分が1旬あるときは、継続発売したIC連絡定期券の有効期間に対する、JR旅規第288条第1号の規定を準用して計算した日割額を10倍した額(以下これを「旬割運賃」といいます。)</u>とすでに収受したJR線区間のIC連絡定期運賃との合計額。</p> <p><u>イ 前アの場合で、残余の期間前有効期間分が1旬に満たないときは、すでに収受したJR線区間のIC連絡定期運賃。</u></p> <p><u>ウ 前ア、イ以外のIC連絡定期券については、旬割運賃に当該IC連絡定期券の有効期間の開始日から申出のあった日(申出のあった日は経過した日とする。)</u>までの経過旬数(1旬未満の数は1旬とする。)を乗じた額をすでに収受したJR線区間のIC連絡定期運賃から差し引いた額。</p> <p>(以下略)</p>	<p>連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどし取扱箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。</p> <p>(中略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、第1項に定める払いもどしと同時に、新たに異なる種類、区分、割引又は区間のIC連絡定期券(払いもどしを申し出たIC連絡定期券を発売した運送事業者のIC定期券に変更する場合を含みます。)を購入する場合の払いもどし額は、各運送区間ごとに次の各号により計算した額を合計した額とします。</p> <p>(1) JR線</p> <p>次のアからイに定めるところにより計算した額。</p> <p>ア 継続発売したIC連絡定期券に対して、有効期間の開始日の前日以前に申出があった場合は、すでに収受したJR線区間のIC連絡定期運賃。</p> <p>(削る)</p> <p>イ 前ア以外のIC連絡定期券については、<u>当該IC連絡定期券の有効期間に対する、JR旅規第288条第1号の規定を準用して計算した日割額を10倍した額</u>に当該IC連絡定期券の有効期間の開始日から申出のあった日(申出のあった日は経過した日とします。)までの経過旬数(1旬未満の数は1旬とします。)を乗じた額をすでに収受したJR線区間のIC連絡定期運賃から差し引いた額。</p> <p>(以下略)</p>

附則

この通達は、2026年3月17日から施行する。